

勤労身体障害者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 12 号

勤労身体障害者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労身体障害者体育館条例施行規則（昭和 52 年岩手県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
区 分		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合	区 分		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
<u>機能回復訓</u>	<u>1 人 1 時間</u> ま	円	円	<u>トレーニング</u>	<u>1 時間まで</u> ご	円	円
<u>練室</u>	<u>で</u> ごとに	<u>200</u>	<u>440</u>	<u>グループ</u>	<u>と</u> に	<u>190</u>	<u>370</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。